

浜松市上下水道部公告第 1 8 7 号

浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 4 7 年浜松市条例第 3 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき浜松市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を決定したので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

浜松市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域 別紙のとおり

別紙

城西第 1 負担区

天竜区

水窪町奥領家3040番14